

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第16条第3項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は増加の認可	介護保険課

- 1 審査基準は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。